

宮城県漁業協同組合共販品目における 放射能自主検査について

基準値(100 Bq/kg)を超えた養殖生産物を市場に流通させないことを目的とし、養殖品目毎に調査海域を定め、放射性ヨウ素(I-131)、放射性セシウム(Cs-134, Cs-137)について測定をおこなっています。

検査機関:

(財)宮城県公衆衛生協会

測定方法:

ゲルマニウム半導体検出器を用いた
ガンマー線スペクトロメリーによる核種分析法

宮城県漁業協同組合